

う教指第 54001 号  
令和3年5月24日

うるま市立小中学校長 殿

うるま市教育委員会指導課  
課長 久場 兼作  
(公印省略)

## 緊急事態宣言期間中(5月23日～6月20日)における部活動等について

本県においては緊急事態宣言が発出されるとともに、先日は231人の新規感染者が出ており、非常に厳しい状況になっております。

そのような状況における、緊急事態宣言期間中の部活動については、原則休止とします。

ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り活動を認めることとします。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じるよう、お願い致します。

なお、上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守すること。下記内容に変更の際は、改めて通知致します。

### 記

- 1 部活動等(スポーツ少年団等含む)については、原則休止とする。
- 2 8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、活動を認めることとする。  
その場合、参加にあたっては学校においても十分な感染症対策を講じ、活動内容等を精選し、短時間(平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内)の活動とし、必要最小限の人数で行うこと。 教保第368号 新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について(依頼)参考  
※ 上記の時間については、準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない。  
※ 活動時間とは、校内外問わず1日の総活動時間とする。  
※ 活動時間の管理を徹底する。(学校によって差がないこと・決められた時間を守ること)
- 3 練習試合や合同練習は禁止とすること。
- 4 部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒同士による飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底すること。
- 5 活動を生徒(児童)だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 6 日時や活動内容をあらかじめ生徒(児童)や保護者に周知すること。(緊急時の連絡体制の構築)
- 7 その他  
(1) 感染した、または感染の恐れ、濃厚接触の疑い等、児童生徒の状況の把握については、徹底して確認するよう、お願いします。  
特に週末等を挟む場合は、児童生徒の行動履歴を追跡していくこともあります。急な対応を求めることもあることから、連絡体制の再確認をお願い致します。  
(2) 連絡体制の確認  
① うるま市役所に保護者からの一報。  
② うるま市役所より、教育委員会指導課主幹あて、報告が入る。  
③ 主幹より、報告のあった児童生徒の通う学校の教頭(または校長)あて、報告する。  
④ 教頭より校長に報告。学校は対策を行う。  
⑤ 学校の今後の対策について、指導課主幹に報告する。

<本件の担当>  
うるま市教育委員会 指導課 主幹 兼島 栄  
Tel 098-923-7120 Fax 098-923-7142  
urukyo-sidokac@edu.city.uruma.okinawa.jp  
sakae-k2@city.uruma.lg.jp  
携帯電話番号 090-8769-7897